

## 一般財団法人たんぽぽの家 コンプライアンス規程（案）

### （目 的）

第1条 この規程は、一般財団法人たんぽぽの家（以下「この法人」という。）の倫理規程の理念に則り、この法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

### （基本方針）

第2条 この法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

### （組 織）

第3条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス担当部

### （コンプライアンス担当理事）

第4条 理事長は、理事会の決議によりコンプライアンス担当理事（以下「担当理事」という。）を任命する。

### （担当理事の職務）

第5条 担当理事は、コンプライアンス全般に関わる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。

- 2 担当理事は、定期的に理事会に対し、この法人のコンプライアンスの状況について報告するものとする。
- 3 担当理事は、役職員に対し、コンプライアンスに係る必要な情報、知識の提供等を通じて、コンプライアンスの重要性の認識を涵養することに務めなければならない。

### （コンプライアンス委員会）

第6条 コンプライアンス委員会は、外部の有識者等も参加し、担当理事の諮問機関として設置し、以下の事項についてその諮問に答える。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件についての分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反の再発防止策の策定
- (5) その他担当理事が指示した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

第7条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、毎年6月に開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

(コンプライアンス担当部)

第8条 この法人の事務局をコンプライアンス担当部とする。

2 コンプライアンス担当部は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性をあげるための方針や施策等を検討し、実施する。

3 コンプライアンス担当部は、コンプライアンス施策の進捗状況その他のコンプライアンスにかかわる事項を担当理事及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告、連絡及び相談ルート)

第9条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当部に報告する。

2 コンプライアンス担当部は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨を担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、コンプライアンス委員会に諮問して対応方針を検討し、実施する。

3 前項の対応方針の実施に当たっては、事前に理事長に報告するものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2021年6月12日から施行する。